

英国の埋立税の効果

ECOTEC Research & Consulting Ltd
 「Effects of Landfill Tax - Reduced Disposal of
 Inert Wastes to Landfill」 (January 2000) より

(調査方法)

主に、埋立処分場運営事業者、許可不要施設運営事業者、建設・解体事業者等
 に対するインタビュー

1. 事業の存続に及ぼした影響

インタビューを受けた 29 の不活性廃棄物処分場のうち 6 処分場が、税導入
 後に処分場を閉鎖。うち 4 処分場は、税導入が閉鎖の唯一の要因。1 処分場は、
 税導入が閉鎖の主要因。

不活性廃棄物処分場	29
税導入後も存続	23
採石場の回復	1
許可不要施設に転換	1
税導入後に閉鎖	6
税導入が閉鎖の唯一の要因	4
税導入が閉鎖の主要因	1
埋立完了	1

2. 処分量に及ぼした影響

29 の不活性廃棄物処分場のうち 26 処分場 (24 事業者) は、持ち込まれ
 る廃棄物が減少。24 事業者のうち 18 事業者は、税導入が減少の唯一の要因。
 残 6 事業者も、税導入が唯一ではないとしても減少の要因の一つ。

不活性廃棄物処分場	29
税導入後に操業開始した処分場	1
持ち込まれる廃棄物が減少しなかった処分場	2
持ち込まれる廃棄物が減少した処分場	26
(24 事業者について減少要因)	
税の導入	18
税の導入及び建設活動の変化	3
税の導入及び管理コスト	1
税の導入及び供給者との契約の性格	1
税の導入及び燃料費	1
税の導入以外	0

インタビュー・データと環境機関（Environment Agency）から得られたウェセックス（Wessex）及びデーボン（Devon）の不活性廃棄物処分場のデータを合計すると、下記のとおり。

	税導入前	税導入後	削減率
インタビューを受けた者	2,615,085t	811,467t	69.0%
デーボン	162,445t	137,193t	15.5%
ウェセックス	433,933t	286,265t	34.0%
合計	3,211,463t	1,234,925t	61.5%

インタビューを受けた14の混合廃棄物処分場のうち8処分場は、不活性廃棄物の発生が減少。

混合廃棄物処分場	14
不活性廃棄物の発生が減少した処分場	8
（減少理由）	
税の導入	6
税の導入及びその他の理由	1
税の導入以外	1
不活性廃棄物の発生が減少しなかった処分場	4
採石場	2
影響なし	2
自家用処分場	2

全混合廃棄物処分場で発生する不活性廃棄物は、大幅に減少。

	税導入前	税導入後	削減率
主要処分場	4,737,931t	2,724,396t	
小規模処分場	938,000t	383,750t	
合計	5,675,931t	3,108,146t	45%

3．減少した廃棄物の行き先

不活性廃棄物の発生が減少したとする8混合廃棄物処分場は、減少分の行き先について、うち7事業者は許可不要施設及びリサイクルとの感触。4事業者は、不法投棄との感触。

不活性廃棄物の発生が減少した混合廃棄物処分場	8
許可不要施設	7
施設に放置	5
リサイクル	7
不法投棄	4

ラフな推計では、全体として不活性廃棄物の処分は66百万トンから30百万トン（55%減）に減少したと推計。

リユース・リサイクルされない廃棄物の送り先について、調査対象となった12建設・解体会社はすべて、処分場に送ったものがあると回答。但し8社は、許可不要施設にも送ったと回答。

4. 許可不要施設への転換

インタビューを受けた32許可不要施設のうち20施設が、税導入後に許可不要活動を開始。4施設が税導入前から実施。

許可不要施設	32
許可不要活動を行っていない	2
活動が未開始	1
活動を休止中、再開の目途なし	1
税導入後に許可不要活動を開始	20
税導入前から許可不要活動を実施	4
許可不要活動の開始時期は不明	4
おそらく許可不要のケースに該当せず	2

(参考1) MEL Research 調査(1998)による
ミッドランド地域における許可不要活動

パラグラフ7		パラグラフ9		パラグラフ19	
農場	85	工場/鉱山跡地	17	運輸関連建設・解体	31
その他	4	農場/農業	8	建築物建設・解体	24
未回答	28	その他(アメニティー等)	7	農場	22
				工業/砕石	11
				アメニティー	8
				廃棄物処理	6
				その他	7
合計	117	合計	32	合計	109

(参考2) QPA (Quarry Products Association) の推計(1997)
による同構成員の許可不要施設への不活性廃棄物の転換

開発プロジェクト	百万t
ゴルフ場	9.3
その他のレジャー施設開発	1.8
アメニティー帯/景観	3.8
様々なインフラ	1.9
湖沼の開発	0.6
湖沼の干拓	1.0
その他の開発	4.3
合計	22.6

5 . リサイクルへの影響

建設・解体廃棄物のリサイクルは、税導入の結果として増加していると言えるが、これを定量的には説明できない。

選別作業について、調査対象となった12建設・解体会社のうち6社は、税導入前から実施していたが、税導入後に増加。3事業者は、税導入前から実施していたが、税導入によって増加なし。2事業者は、税導入後に開始。1事業者は、税導入後も実施せず。

建設・解体会社	12
税導入前から選別作業実施、税導入後も変化なし	3
税導入前から選別作業実施、税導入後増加	6
税導入後に選別作業開始	2
現在においても選別作業を実施せず	1

税導入後に骨材破碎を開始した5社のうち2社は、税導入が破碎開始の主要因。1社が破碎開始の追加的要因。

6 . 不法投棄への影響

小規模な建設会社及び庭園業者が都市のアメニティー施設に不法投棄している模様。

農場への不法投棄が増えているとの報告もある。

(参考1) Tidy Britain Group の報告書を基にして作成した
 地方政府等が報告する不活性廃棄物の不法投棄量の推計

	地方政府報告		その他の機関		200 機関 (m ³)	400 機関 (m ³)
	件数	平均量 (m ³)	件数	平均量 (m ³)		
建設・解体廃棄物事案	14	68	30	7	1,162	2,324
発掘事案	9	30	12	4	318	636
工事用容器事案	14	77	26	10	1,338	2,676
合計						5,636

(注) 5,636 m² × 1.3 ~ 1.5 (平均密度) = 7,300 ~ 8,500t

(参考2) National Farmer's Union は、税導入以降、調査した農家の71%が不法投棄を経験し、1/3が年10件以上の不法投棄を被っているとしている。

7. 処分料金及び税の負担

不活性廃棄物処分場の処分手数料は、税導入後、上昇を抑制されている。

	処分手数料（税除き）		
	最低	最高	平均
税導入前（£）	1.00	3.00	2.05
税導入後（£）	0.50	3.00	1.86
変化率（％）	-50	0	-10

他方、混合廃棄物処分場の税導入後の処分手数料は、まちまちの状況。

	処分手数料（税除き）		
	最低	最高	平均
税導入前（£）	1.75	5.50	3.21
税導入後（£）	-1.00	6.50	2.63
変化率（％）	-157.1	18.2	-18.1

自家用処分場を除く12の混合廃棄物処分場のうち5処分場は、不活性物を購入。このうち3処分場は、不活性物を引き渡した者のために埋立税を支払っている。うち2処分場は、不活性物の処分は無料。

2社は、不活性物を獲得するために、埋立税の分担取決めを導入。

インタビューに答えた25許可不要施設のうち7施設が、廃棄物の引取りについて手数料を徴収。うち1施設は、ときどき徴収するのみ。2施設は、機械運転コストをカバーする手数料のみを徴収。残18施設は無料。

許可不要施設	25
有料	7
無料	18
主として自己発生廃棄物の引取り	9

無料又は廉価の引取りは、かなり長距離の廃棄物の移動を経済的に可能とすることとなる。

調査対象となった12建設・解体会社のうち6社は、処分場事業者から不活性廃棄物に関し接触を受けた。うち1社は、再生及びエンジニアリング目的で廃棄物を引き取るためには処分場事業者の方が支払うようになるとコメント。また2社は、処分料金だけを支払わせるためであっても処分場事業者は喜んで埋立税を負担するだろうとコメント。

（以上）

(別紙) 廃棄物管理許可規制 (Waste Management Licencing Regulations 1994) に基づく許可不要施設について

(1) パラグラフ 7 関係

散布量 250 t/ha 以下 (内陸水からの浚渫物については 5,000 t/ha 以下)、農業上又は生態系の改善をもたらすこと等の要件に該当する場合において、次の廃棄物の農地への散布

廃土壌又はコンポスト / 廃木、樹皮又は草木類 / 食物残さ / 畜殺場から排出される残さ / 廃石灰 / セメント製造又はガス反応から生じる石灰汚物 / 廃石膏 / 紙汚物、紙ごみ及びインクを除去した紙パルプ / 内陸水からの浚渫物 / 廃繊維 / 腐敗性のタンク汚物 / バイオプラントからの汚物 / なめし革工場から排出される廃毛及び排水汚物

廃土壌若しくはコンポスト又は廃木、樹皮若しくは草木類の廃棄物の以下の土地への散布

- a . 鉄道線路、軽鉄道線路、内部排水路及び国家河川機関 (National Rivers Authority) の供用地又は
- b . 森林地、公園、道端、住宅緑地、運動場、リクレーション場、教会中庭及び墓地

(2) パラグラフ 9 関係

下記に該当する場合において、土地の開墾又は改善に関係して行われる、土壌、岩石、灰又は汚物からなる廃棄物、内陸水からの浚渫物又は建設・解体作業からの発生物の散布及び貯蔵

産業上の理由又は開発上の理由により、当該土地が処理なしには有益に利用できないこと。

散布が計画許可に即して行われ、農業上又は生態系の改善をもたらすこと。

散布が 20,000 m³/ha 以下。

(3) パラグラフ 19 関係

下記に該当する場合において、建設・解体作業、トンネル工事若しくは発掘から生じる廃棄物又は灰、スラグ、クリンカー、岩石、木若しくは石膏からなる廃棄物の敷地内貯蔵及び利用

- a . 対象廃棄物が、当該敷地で行われる関連活動の目的に適合。
- b . 対象廃棄物が当該敷地で生産されないものである場合には、関連活動が開始する 3 か月以上前には対象廃棄物が貯蔵されないこと。

50,000 t 以下かつ貯蔵期間 3 か月以下との要件に該当する場合において、他所で行われる関連活動のために利用されることとなる舗装材廃棄物の敷地内貯蔵